「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令 和 2 年 7 月 1 日 厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 安 全 衛 生 部 化 学 物 質 対 策 課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 315 件の御意見をいただき、うち 305 件は本件に関する御意見、残り 10 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見に対する考え方
概要	の2 (1) アに関するご意見等 (事前調査	
に関	するもの)	
1	建築物等の解体等の定義を明確にする	「建築物等の解体等」は、厚生労働省に
	べき。	おいて開催した「建築物の解体・改修等に
		おける石綿ばく露防止対策等検討会(以下
		「検討会」という。)」の報告書(令和2年
		4月14日公表。以下「検討会報告書」とい
		う。)を踏まえ、建築物、工作物又は船舶の
		解体又は改修を指し、当該定義を省令等に
		規定することとします。
2	工作物の定義があいまいなので、石綿	検討会報告書において、「「工作物」と
	則における工作物を定義すべき。	は、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管
		等の地下埋設物、化学プラント等の土地に
		固定されたものをいうこと。ビル、工場建
		屋等の建築物内に設置されたボイラー、非
		常用発電設備、エレベーター、エスカレー
		ターや、製造・発電等に関連する反応槽
		等、ボイラー等、材料等の貯蔵設備、発電
		設備等、焼却設備、煙突及びそれらの間を
		接続する配管等の設備は工作物と整理する
		こと。」とされています。これを踏まえて、
		工作物の定義は告示等でお示しする予定で
		す。

3	事前調査を行う対象について、「全て	事前調査を行う対象は、解体等の作業の
	の材料及び全ての部屋(居室等)」と変	対象となる建築物等の全ての材料であり、
	更してはどうか。	ご意見の対象範囲も含まれます。
4	アスベスト含有建材を明確にした上で	国土交通省がまとめた「目で見るアスベ
	調査の範囲や調査方法を明確にすべき。	スト建材」のアスベスト含有建材の使用部
		位例にもあるように、石綿は様々な建材に
		使用されており、石綿が使用されている可
		能性のある建材を網羅的に示すことは困難
		だと考えています。
5	明らかに石綿を含有しない建材を例示	検討会報告書において、石綿が含まれな
	してほしい。	いことが明らかであるために事前調査が不
	平成 18 年 9 月 1 日より以前に着工し	要となるものとして、「木材、金属、石又は
	た建築物についても明らかに石綿が使わ	ガラスのみで構成されているもの、畳、電
	れていないことが証明できる場合は、そ	球など」を例示しています。今後、同様の
	の証拠となる資料の提出で足りることと	内容を通知でお示しする予定です。
	してほしい。	また、平成18年9月1日より前に着工し
		た建築物について、分析調査によらず石綿
		含有なしと判断する場合には、設計図書、
		特定した商品名および当該商品等について
		メーカーが石綿を含有していないことを証
		明した書面、材料の製造年月日等、判断根
		拠を調査結果として記録しなければならな
		いことを通知でお示しする予定です。
6	石綿含有建材の同一材料範囲を除去業	検討会報告書において、同一と考えられ
	者に認識させる必要がある。	る材料の範囲に係る考え方(同一ロットの
		もの等)を示しており、今後この考え方も
		踏まえ、通知等で運用上の考え方をお示し
		する予定です。
7	どの時期での事前調査等を想定してい	現行の石綿障害予防規則(平成 17 年厚生
	るのか。	労働省令第21号。以下「石綿則」とい
		う。)において、事前調査は、建築物等の解した。
		体等の作業を行うときに、あらかじめ行わ
	******	なければならないこととされています。
8	着工年月日の根拠として、工事請負契約まな明記いながなない。また。工事請	検討会報告書において、建築物等の着工
	約書を明記いただきたい。また、工事請	年月日の確認については設計図書等で確認
	負契約書等が現存していない場合の見な 上美工年日日の担実を記けていただきた	することとされており、これを踏まえて、
	し着工年月日の規定を設けていただきた 	設計図書に限定せず、文書による記録を確
	V'o	認する方法を規定します。また、文書によ る記録がない場合は、着工年月日を判断す
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

		る根拠がないことから、検討会報告書を踏
		まえ、目視等による調査を行わなければな
		らないこととします。
9	 目視及び設計図書により石綿等の使用	検討会報告書において、以下のような調
	の有無を確認する方法以外の調査方法に	査方法が挙げられており、同様の内容を規
	ついて、明確にするべき。	定します。
	2 · () //	・ 石綿等の製造、使用等が禁止された
		平成18年9月1日以降に着工した建
		築物等については、着工日を確認す
		る方法
		船舶の再資源化解体の適正な実施に
		関する法律(平成30年法律第61
		号)に基づいて有害物質一覧表確認
		証書がある船舶については、当該確
		一覧表を確認する方法
		過去に事前調査に相当する調査が行
		われている建築物等については、当
		該相当する調査の記録を確認方法
10	 既往の調査結果について、改正後に求	建築物等の事前調査の方法に関して、過
10	める調査・分析方法と異なる場合は「ア	去に調査が行われている場合、当該調査の
	スベスト有り」との判断しか用いること	方法が改正後の事前調査と同じ方法(設計
	ができないこととするべき。	図書等の文書及び目視による方法)で行わ
	7 C C C C C C C 7 S - 10 o	れている場合にのみ、事前調査に相当する
		調査として、当該調査の記録を確認するこ
		とで足りることとしました。
		即ち、過去に行われている調査が改正後
		の事前調査と異なる方法で行われている場
		合は、別途事前調査を行う必要がありま
		す。
11		検討会報告書において、建築物の事前調
	は不十分であり、公的な資格制度として	査を行う者については、一定の講習(現行
	公的機関が管理する必要がある。	の建築物石綿含有建材調査者講習(座学に
		よる講義受講及び筆記試験合格により修
		了)を想定)を修了した者等でなければな
		らないこととされています。これを踏ま
		え、石綿則においては、調査資格者を「必
		要な知識を有する者」と規定した上で、告
		示で「必要な知識を有する者」が建築物石

		始合ナ本共和本大井羽板フセ放ベナフェー
		綿含有建材調査者講習修了者等であること ***
		を規定します。
12	事前調査者をどのように増員し質を維	必要な知識を有する者による事前調査に
	持するのか。	係る規定は令和5年10月1日に施行する予
	建設業の許可業者全ての事業所に1名	定であり、それまでの間、全国的な講習実
	以上の石綿に関する知識を持った者を配	施の実績を有する災害防止団体等の協力を
	置しなければ、この省令は徹底できな	いただきながら、必要な知識を有する者が
	V,	必要な人数確保されるよう講習実施体制の
		整備を行う予定です。
13	建築物石綿含有建材調査者に対し、工	検討会報告書において、工作物及び船舶
	作物や船舶の知識や石綿含有材料の情報	の事前調査についても、その適切な実施を
	を提供するなど、工作物や船舶について	確保するため、調査を実施する者に一定の
	 も適切な事前調査が提供できる環境を早	知識等を付与するための仕組みを構築すべ
	急に整えるべき。	きであるとされています。また、当該仕組
		ー みにおいて付与すべき知識の内容について
		 は、さらに検討を深める必要があるため、
		 引き続き厚生労働省と関係機関が連携して
		検討を進めることとされており、これを踏
		まえ、今後改めて検討する予定です。
14	調査においては、設計図書等の確認、	事前調査を行うために必要な知識を有す
	目視調査、試料採取、分析、評価作成の	る者については、設計図書等の文書の確認
	順に行われることになるが、必要な知識	及び目視による調査を、分析調査を行うた
	を有する者は全ての段階に直接従事する	めに必要な知識及び技能を有する者につい
	必要があるのか、あるいは全般の管理監	ては、採取した資料の分析を含む分析調査
	必要があるのが、あるいは主服の自母温 督をすればよいのか。	を行わせることを義務づけることとしま
	首で900はよいリカル。	
1.	市兴和木小水外水 \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	す。
15	事前調査は発注者や受注者と利害関係	事前調査は、必要な知識を有する者としてよりに対する。世界は他では、
	のない第三者が行うようにすべきであ	て大臣が定める一定の講習を修了した者等
	る。	に行わせることを義務づけることとしま
		す。なお、自社の労働者であっても、第三
		者であっても、必要な知識を有する者が事
		前調査を行うことで、調査の適切性は確保
		可能であると考えています。
		また、事前調査結果は3年間の保存を義
		務づけるとともに、一定規模以上の解体・
		改修工事は事前調査結果の届出を義務づけ
		ることとしており、保存されている事前調
		査結果や届出内容の労働基準監督署による
		確認、届出を踏まえた労働基準監督署によ

		7 th III th 1 10 7 10 - th 14 m th 10 th 10 th
		る実地調査など通じて、事前調査が適切に
		行われたか確認することなどにより、適切
		な事前調査を担保できると考えています。
16	「一戸建住宅」を対象とする調査者の	検討会報告書において、一戸建ての住宅
	業務内容は、既存の「一般的」建材調査	及び共同住宅の専有部分に係る事前調査に
	者と何ら変わりはなく、わざわざ設ける	ついては、材料・規模・用途から調査対象
	必要は理由はない。	となる材料の種類が限定されること等か
		ら、これらに特化した講習を修了した者に
		よる調査を可能とするとされており、一戸
		建て住宅等は、一戸建て住宅等に係る講習
		を修了した者による調査が可能である旨を
		告示でお示しする予定です。
17	事前調査は特定調査者を主体的な実施	検討会報告書において、構造が複雑で、
	者として選任することとし、その補佐あ	使用されている石綿含有建材も多様な一定
	るいは補助として一般調査者や一戸建て	規模以上の建築物については、特定調査者
	住宅等に特化した資格者を選任するよう	又は一定の実地経験を積んだ一般調査者に
	義務付けるべき。	よることを推奨するとされており、特定調
		査者については、こうした建築物に係る調
		査への活用を推奨する予定です。
18	特定調査者や一般調査者による事前調	大臣告示において、建築物(一戸建ての
	査の実施を、推奨ではなく義務とすべき	住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)の
	である。	解体等の作業については、一般調査者又は
		特定調査者等による事前調査の実施を義務
		づけることとします。
19	分析による調査を行わなければならな	現行の石綿則において、事前調査を行っ
	いことを明記すべき。	たにもかかわらず、石綿の使用の有無が明
		らかにならなかったときは、事業者は、分
		析による調査を行わなければならないこと
		とされています。
20	建築物の解体・改修等における石綿ば	検討会報告書に記載している「日本アス
	く露防止対策検討会報告書(概要)に	ベスト調査診断協会に登録された者」は、
	は、建築物の事前調査を行う者につい	これまでも事前調査に関し石綿に関し「一
	て、同等以上の知識経験を有する者とし	定の知見を有し、的確な判断ができる者」
	て一社のみ特定の団体名が入っており、	に当たる者として、「石綿障害予防規則の施
	不適当ではないか。	行について」(平成 17 年 3 月 18 日基発第
		0318003 号、最終改正平成 30 年 10 月 23 日
		基発 1023 第 6 号)において認めてきた者で
		あり、調査者の資格要件が施行される前ま
		でに当該要件に該当している者は、これま
	1	

		での取り扱いと同様に、事前調査を実施す
		るために必要な知識を有する者として取り
		扱うものです。
21	事前調査に係るマニュアルを作成し、	事前調査を含め、参考となる情報等につ
	これを流布させることが必要ではない	いてはマニュアル等でお示しする予定で
	か。	す。
概要	の2 (1) イに関するご意見等(分析調査	
に関	するもの)	
22	日本作業環境測定教会や日本繊維状物	検討会報告書において、分析者は一定の
	質研究協会のクロスチェックの合格者に	講習を修了した者又はそれと同等以上の知
	ついても事前調査に対する分析が行える	識・経験を有する者でなければならないこ
	ように配慮していただきたい。	ととするとされています。これを踏まえ、
		石綿則では、分析者について、必要な知識
		及び技能を有する者に行わせなければなら
		ないことと規定した上で、これに該当する
		者の具体的な要件を告示及び通知等でお示
		しする予定です。
23	仕上げ塗材を分析する際は、主材と下	分析の具体的な方法は、石綿則に基づく
	地調整塗材を混合して分析するのか、分	事前調査のアスベスト分析マニュアル等で
	けて分析するのか。	お示ししています。
24	社会的なコンプライアンスを踏まえる	石綿則において、分析調査は、必要な知
	と、計量証明事業所による分析結果の証	 識及び技能を有する者として大臣が定める
	明が適切ではないかと思われる。現状で	一定の講習を修了した者等に行わせること
	は解体業者が自社で分析を行う場合、中	を義務づける予定です。必要な知識及び技
	立性に欠けるのではないかと思われる。	能を有する者が分析調査を行うことで、適
		切な分析調査を確保可能であると考えてい
		ます。
		また、分析調査結果は、事前調査結果と
		同様に、3年間の保存を義務づけるととも
		に、一定規模以上の解体・改修工事は事前
		 調査結果の届出を義務づけることとしてお
		 り、保存されている分析調査結果や届出内
		 容の労働基準監督署による確認、届出を踏
		 まえた労働基準監督署による実地調査など
		 通じて、分析調査が適切に行われたか確認
		 することなどにより、適切な分析調査を担
		保できると考えています。
25	公的資格によって行われる確実な検査	石綿則において、分析調査を実施するた
	を義務づけしてもらいたい。	めに必要な知識及び技能を有する者は大臣
L	<u> </u>	

		が定めることとし、告示、通知等で具体的
		か定めることとし、音示、
26	「必要な技能や知識を有する者」であ	分析調査を実施する者の講習等に関する
20	ことが分析調査を依頼する側に分かる	具体的な事項は、修了証明書等の発行を含
	ような資格証や証明書等を発行する仕組	め、告示、通知等でお示しする予定です。
	みとしていただきたい。 	
概要	の2 (1) ウに関するご意見等(吹付石綿	
等に	ついて、例外的に分析調査を行わなくても	
よい	場合に関するもの)	
27	安易にみなしで処理することで除去業	石綿が使用されているとみなす場合は、
	者の処理量を超える恐れが高く、除去残	労働者のばく露防止のための措置(必要と
	しや養生の不備など適正な除去工事が実	思われる最も厳しいもの)を講じることが
	施されない事態が懸念される。	前提となります。みなす場合に、こうした
	みなし規定とは本来、石綿ありとみな	措置が適切に講じられるよう、通知にも明
	すことなのに、世の中には無と判断して	記するとともに、引き続き履行確保のため
	解体してしまう業者もいるため、今まで	の指導に努めてまいります。
	通り分析調査するべき。	
28	レベル1及び2についてもみなし規定	今回の改正においては、いわゆるレベル
	を認めるのか。	1建材である吹付材についても、労働者の
		ばく露防止のための措置(必要と思われる
		最も厳しいもの)を講じることを前提に、
		石綿含有とみなせば分析をしなくてもよい
		こととします。
		なお、いわゆるレベル2建材である保温
		材等については、現行の石綿則において、
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
		を行わないことが可能です。
29	クロシドライトなのか、クリソタイル	吹付材について、石綿が使用されている
	なのか、アモサイトなのか、種類によっ	とみなすということは、労働者のばく露防
	 て措置も異なることから、みなしは避け	止のための措置(必要と思われる最も厳し
	るべきである。	いもの)を講じる(種類が分からない場合
		はクロシドライトであるとみなして措置を
		講じる)ことが前提となります。
		みなす場合に、こうした措置が適切に講
		じられるよう、引き続き履行確保のための
		指導に努めてまいります。
		111111111111111111111111111111111111111

	の2(1)エに関するご意見等(事前調査	
	結果の3年保存と作業場への備え付けに関 もの)	
30	保存期間を30年又は40年とすべき。	検討会報告書において、事前調査結果の 記録については、行政による店社に対する 指導において関係書類として活用するこ と、事業者等が適切に石綿ばく露防止対策 を講じる動機付けとすること等を目的とす ることから、定期自主検査の記録の保存期間(3年間)などを踏まえ、3年間保存し なければならないこととされています。これを踏まえて、石綿則では、事前調査結果の保存期間を3年間とすることとします。 なお、事前調査結果の概要は、石綿則第 35条の規定に基づく労働者の作業の記録 (40年保存)の記録項目に追加しています。
31	現場事務所を設置できないような小規模な解体工事現場では盗難や紛失を防止することが困難であることから、個人情報や機密情報保護の観点から備え付けを義務化するのは一定規模以上の解体現場に限定すべき。	事前調査結果の作業現場への備え付けは、作業に従事する労働者が、石綿含有材料の場所等の詳細情報を具体的に確認できるようにするためのものであるため、作業現場の規模の大小にかかわらず義務付ける必要があると考えています。 なお、事前調査結果の現場の備え付けについては、必ずしも原本である必要はなく、写しでもよいこととしています。
32	公的機関が管理する等、いつでも参照可能な保存方法を検討いただきたい。	事前調査は、規模の大小にかかわらず、 原則として全ての建築物、工作物又は船舶 の解体・改修工事において事業者に義務づけられており、当該事前調査を実施した事 業者に事前調査等の結果を保存させ、労働 基準監督署は必要に応じて保存されている 事前調査結果を確認し、保存方法等が不適 切であれば指導等を行うことで、適切な事 前調査の実施及び結果の保存を確保することとしています。なお、作業に従事する労 働者が事前調査結果を閲覧できるよう、事 前調査結果の写しを作業場に備え付けなければならないこととします。

33	事前調査の結果を作業現場に据え付け	事前調査結果の作業現場への備え付け
	る期間は、除去等の完了までではなく、	は、作業に従事する労働者が、石綿含有材
	工事全体の完了までと定め、省令等に明	料の場所等の詳細情報を具体的に確認でき
	示していただきたい。	るようにするためのものであることから、
		石綿に係る作業が終了した後も備え付けを
		義務づける必要はないと考えています。
34	備え付け及び保存する義務は誰にある	事前調査結果の保存及び作業現場への備
	のか示していただきたい。	付けは、作業を行う事業者に義務付けるこ
		ととしています。
35	調査結果、除去対策計画、実施内容	事前調査結果の保存は、事前調査が適切
	(環境モニタリングを含む)の台帳等を	に実施されたかどうかを作業終了後におい
	作成し行政側および事業者側で保存して	ても確認できるようにすること等を目的と
	おくことを提案する。すべての建築物解	しているため、作業を行う事業者が保存す
	体の情報を保存することは無理があるの	ることを義務付けることとしています。
	で一定規模を超える事業とすることを提	なお、石綿飛散の可能性は作業の規模に
	案する。	左右されないため、どの現場においても適
		切に事前調査が実施されたかどうかを確認
		できるようにする観点から、事前調査結果
		の保存は作業の規模によらず義務付けるこ
		ととしています。
36	3年以上前に実施した調査を「分析調	過去に分析調査が行われている場合は、
	査」として代用できるのか。代用できる	その結果を活用することも可能です。
	場合、いつから3年間なのか。	事前調査又は分析調査の結果の記録の保
		存期間は、作業に係る全ての事前調査を終
		了した日又は分析調査を終了した日のうち
		いずれか遅い日から3年間保存することと
		しています。
37	備え付けるだけではなく、その現場で	御指摘のとおり、事前調査の結果を作業
	作業するすべての労働者に周知徹底させ	に従事する労働者に周知することは重要で
	ることを義務化すべき。	あると考えており、作業現場への備え付け
		に加え、事前調査結果のうち、調査場所及
		び石綿等の使用の有無の概要を労働者が見
		やすい場所に掲示することを義務づけるこ
		ととしています。
概要	の2 (1) オに関するご意見等(事前調査	
結果	の労働基準監督署への報告に関するもの)	
38	一定規模以上の解体工事については事	事前調査及び石綿ばく露防止措置等の適
	前に労働基準監督署(あるいは都道府県	切な実施を促すとともに、行政が必要な指
	知事)に解体を行う旨の届出を行い、届	導を行うために解体・改修工事の存在を把

	出を受けた労働基準監督署(あるいは都	握することを目的として、一定規模以上の
	道府県知事) は事前調査命令を下し、期	解体・改修工事に係る事前調査結果等の労
	間を定めて事前調査結果の提出を義務づ	
	けるべきではないか。(事前調査をあら	有無に関わらず義務づけることとしていま
	かじめ適切に行った場合を除く。) 	
		なお、吹付石綿等又は石綿含有保温材等
		の除去等を行う場合は、工事計画が適切で
		あることを事前に確認するため、14 日前に
		計画届を労働基準監督署に届け出ることを
		義務づけることとしています。
39	提出した届出について、監督署の職員	(労働基準監督署に届け出る)事前調査
	が確認、承認、捺印等したものを工事現	結果のうち、調査場所及び石綿等の使用の
	場に掲示させるべき。	有無の概要を労働者が見やすい場所に掲示
		することを義務づけることとしています。
40	報告の項目要件を定め、労働基準監督	一定規模以上の解体・改修工事に係る事
	署が内容を精査し、必要があれば再調査	前調査結果等の届出における届出事項につ
	を指示できる旨規定し、又は解体工事の	いては、石綿則及び様式で具体的に定める
	許可を下ろさないようにするべき。虚偽	こととしています。
	報告がないようにする仕組みも必要。	また、届け出られた内容については、届
		出内容に疑義がある工事は指導等の対象と
		すること等により、適正な届出の履行確保
		を図ってまいります。
41	対象を一定規模以上ではなく全て対象	事前調査結果等の届出については、検討
	とべき。	会報告書を踏まえ、あくまで石綿飛散リス
		クの高い工事を把握、指導することを目的
		として、一戸建て住宅等も含めた建築物の
		解体工事の大部分を対象とするとともに、
		これと同規模の改修工事、石綿の使用可能
		性が高い工作物(以下「特定の工作物」と
		 いう。) に係る同規模の解体・改修工事も対
		象とすることとしています。
42	一定規模以上を明示してほしい。	事前調査結果等の届出の対象は、検討会
		報告書を踏まえ、
		・解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上
		の建築物の解体工事
		・請負金額が 100 万円以上である特定の工
		作物の解体工事
		・請負金額が 100 万円以上である建築物又
		は特定の工作物の改修工事
L		

		1. ナファ 1. 1. 1 アハナナ
		とすることとしています。
43	一定の要件に該当する工事を対象外と	事前調査結果等の届出については、検討
	してほしい。	会報告書を踏まえ、一定の規模以上の建築
		物の解体工事を対象とするとともに、これ
		と同規模の改修工事、特定の工作物に係る
		同規模の解体・改修工事を対象とすること
		としています。
44	石綿の除去等以外の作業に関わる費用	届出対象の基準となる請負金額について
	については、届け出の対象となる請負工	は、検討会報告書を踏まえ、材料費も含め
	事額(設定予定額 100 万円)から除外で	た工事全体の請負金額とすることとしてい
	きることとしてほしい。	ます。
45	報告様式について、材料ごとの量又は	検討会においては、事前調査結果等の届
	面積についても記載欄を設けるべき。	出はなるべく簡易なものとするべきとの議
		論があり、検討会報告書を踏まえ、事前調
		査結果等の届出は、材料ごとの石綿の有
		無、作業時の措置等を記載することとして
		います。
46	報告様式について、「事前調査ができ	事前調査は、解体・改修等に係る全ての
	 なかった箇所の有無」の項目を追加すべ	 材料を対象にしていることから、届出にお
	<u>-</u> き。	 いても、事前調査を行った全ての材料を対
		象としています。
		 工事着工後に新たに調査が必要な材料が
		 見つかった場合は、改めて事前調査を行
		 い、追加で届出を行うこととしています。
47	戸建て住宅も含め、小規模の工事に対	小規模の工事を含め、広範な工事が届出
	して、事前調査結果を届出させる方策を	対象となるため、解体・改修工事にかかわ
	示していただきたい。	る全ての事業者に周知徹底されるよう、関
		係省庁等とも連携して取り組んでまいりま
		す。
48	建設事業者の過度な負担にならないよ	'。 また、届出を行う事業者の負担を勘案
	うに、現実的な配慮をお願いしたい。	し、届出は原則として電子届で行うことと
		し、温田はが朝こして電子温く行うこととし、スマートフォンなどからも届出が可能
		なシステムを開発する予定です。
49	建築物も工作物と同様に、初回工事の	御指摘のとおり、工作物については、数
13		年に一度の定期修理等の度に同じ場所を工
	みを周山として、てれめ降は小安とりる ことが妥当である。	事することが想定され、その都度届出を求
	してい女当しめる。	
		めることは合理的でないことから、初回の
		定期修理等のみを届出対象ととし、その旨
		通知でお示しする予定です。これに対し、

		建築物については、数年に一度の定期的な
		修理は想定されないことから、同様の扱い
		としておりません。
		なお、過去に事前調査に相当する調査が
		行われている建築物等については、当該相
		当する調査の記録を確認することで足りる
		こととしています。
50	労働基準監督署の担当者の教育、内容	新たに届出義務を定めた規定の施行に当
	をチェックする体制の確立が必要ではな	たり、労働基準監督署における対応が適切
	しいか。	に図られるよう、研修の実施や必要な体制
		の整備に努めてまいります。
概要	の2 (1) カに関するご意見等(吹付石綿	
等の	除去作業に関するもの)	
51	「集じん・排気装置の設置場所を変	作業中に足場が当たって集じん・排気装
	更」、「その日の作業を中断」とはどう	置の集じん機とダクトの接合部が外れたこ
	いう状況か。	と、作業中断時などにおける作業員の作業
		場の出入りの際に負圧管理が不十分となっ
		たこと等が原因で、石綿等が隔離を行った
		作業場所の外に漏えいした事案が確認され
		ていることから、
		・ 集じん・排気装置については、設置場
		所を変更したときその他変更を加えた
		ときに漏えいの有無を点検すること、
		• 負圧についてはその日の作業を中断し
		たときに、負圧の状況の点検を行うこ
		ک
		を義務づけることとしています。
52	負圧に保たれていることだけでは、漏	石綿則においては、吹付石綿等の除去等
	えいを防いでいることを示せず、濃度測	の作業を行うときは、作業場所を隔離し、
	定が必要である。位相差/偏光顕微鏡法	負圧に保つことを求めており、適切に負圧
	などの迅速法を用いた現地分析を行う必	が保たれ、集じん・排気装置からの石綿等
	要がある。また、基準値を決めなければ	の粉じんの漏えいがなければ、外部に石綿
	規制は出来ない。	が漏えいするおそれはないと考えていま
		す。このため、集じん・排気装置の点検及
		び負圧の点検を規定していますが、集じ
		ん・排気装置の稼働や負圧の維持が不十分
		な事案が認められたことから、検討会での
		議論を踏まえ、漏えい監視の強化として、

		佐娄市岷哇!!! + 各口士上校士 7 笠 上校本
		作業中断時にも負圧を点検する等、点検の
		頻度を追加することとしています。
53	点検には、感度の悪いデジタル粉じん	点検の具体的な方法は、マニュアル等で
	計や校正のできない FAM では無く、位相	お示ししています。
	差偏光顕微鏡法による測定を実施するよ	
	うにしなければならない。また、基準値	
	を決めなければ規制は出来ない。漏えい	
	点検に用いる機器や具体的方法やを明示	
	すべき。	
54	その日の作業の開始時にも点検を行う	現行の石綿則において、その日の作業を
	べきである。	開始する前に、負圧に保たれていることを
		点検することとされています。
55	点検する箇所は排気口付近だけでは不	石綿則においては、吹付石綿等の除去等
	十分。	の作業を行うときは、作業場所を隔離し、
		負圧に保つことを求めており、「建築物等
		の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく
		露するおそれがある建築物等における業務
		での労働者の石綿ばく露防止に関する技術
		上の指針」(平成 26 年 3 月 31 日付け技術
		上の指針公示第21号。以下「指針」とい
		う。)において、負圧の点検方法として、
		「隔離空間の内部の吹き付けられた石綿等
		の除去等を行う全ての対象部分並びに床面
		及び壁面に貼った全てのプラスチックシー
		トについて目視及びスモークテスターで確
		認すること」としています。漏洩が生じる
		 可能性が考えられる場所は、負圧が不十分
		 な場所又は隔離空間から外気に通じている
		 集じん・排気装置の排気口であり、これら
		の箇所の点検によって、適切に負圧が保た
		れ、集じん・排気装置からの石綿等の粉じ
		んの漏えいがないことが確認されれば、外
		部に石綿が漏えいするおそれはないと考え
		ています。
56	- 石綿等の粉じんの漏えいが確認できる	集じん・排気装置の排気口からの石綿等
	のは石綿モニタリング後の2時間後であ	の粉じんの漏えいの有無の点検は、指針に
	り、漏洩を確認できたとしても2時間は	おいて、デジタル粉じん計、リアルタイム
	作業が進んでしまっている為、現実的で	モニター等の空気中の粉じん濃度を迅速に
	はないのではないか。	
	10.00 0 0 0 0	

		計測できるものを用いて行うこととしています。
57	集じん排気装置自体の校正に伴う記録 も各会社で保管を義務付けるべき。	集じん・排気装置からの石綿等の粉じん の漏えいに関する点検結果は、作業の実施 状況の記録として保存することを義務づけ ています。
58	「建築物の解体・改修等における石綿 ばく露防止対策等検討会報告書」には除 去の完了の確認を義務化することが記載 されているが、省令案にはないため、追 加すべきである。	検討会報告書を踏まえ、吹付石綿等の除去等の作業を行う場合に義務づけている隔離を解くためには、石綿等に関する知識を有する者が、石綿等の除去が完了したことを確認しなければならないこととしています。
59	石綿則においては、石綿除去作業後の 取り残し確認の基準がない点が気にな る。取り残し確認の基準の追加記載を希 望する。	石綿等の除去が完了したことを確認する ための具体的な方法については、今後通知 等でお示しする予定です。
60	除去工事後の確認を検体採取で分析す るよう検討いただきたい。	
61	除去完了の確認は第三者又は公的機関が行うべきである。	検討会報告書を踏まえ、吹付石綿等の除去等の作業を行う場合に義務づけている隔離を解くためには、石綿等に関する知識を有する者が、石綿等の除去が完了したことを確認しなければならないこととしています。石綿に関する知識を有する者については、石綿作業主任者又は事前調査を行う者の要件を満たす者とすることを通知等でお示しする予定です。 なお、除去完了の確認も含めて、作業の実施状況を写真等により記録し、3年間保存することを義務づけており、工事終了後においても、除去完了の確認が適切に行われたかどうかを労働基準監督署が確認することなどにより、当該確認の適切性は確保可能であると考えています。
62	石綿は時に目に見えない位、小さな物質となる。目視できない。よって、機器等で客観的数値等で検証しないと除去がちゃんと出来るのか、飛散しなかったの	石綿等の除去が完了したことを適切に確認するための具体的な方法については、今後通知等でお示しする予定です。 また、検討会報告書を踏まえ、吹付石綿
	か等、確認できない。規則を作っても作	等の除去等の作業を行う場合に義務づけて

らなくてもそれが出来ないなら規則を作る意味がない。また資格のない素人がやると、その作業者も石綿ばく露して危険。またプロでも除去作業を完全にするのは難しいそういう物質である。

いる隔離を解くためには、石綿等に関する知識を有する者が、石綿等の除去が完了したことを確認しなければならないこととしています。石綿に関する知識を有する者としては、石綿作業主任者又は事前調査者の要件を満たす者とすることを通知等でお示しする予定です。

概要の2(1) キに関するご意見等(石綿含有成形品に対する措置に関するもの)

63 隔離(養生)のみでなく、負圧除塵や セキュリティールームも義務とすべき。

周辺や隔離区域内での濃度測定も必要であり、届出どおり作業をしていることを石綿気中濃度測定によりチェックし、漏えいと認められた工事に対する罰則等の措置を設けるべき。

石綿含有成形品のうち、切断等を行った 場合に、吹付石綿等や石綿含有保温材など のいわゆるレベル1、2の材料に比べると 飛散性が低いものの、比較的高濃度の石綿 の飛散がみられたもの(以下「石綿飛散性 の高いレベル3材料」という。)について は、湿潤な状態にすることに加えて、負圧 まで行わない簡易的な隔離措置を講じるこ とにより、外部への飛散が抑制出来るとの 調査結果が、環境省の実施した石綿含有成 形板の除去現場における調査により得られ ています。そこで、石綿則では、湿潤な状 態とすることに加え、負圧を伴わない隔離 を義務づけることとしています。

64 届出を出し認証する仕組みにすべき。

石綿飛散性の高いレベル3材料については、負圧を伴わない隔離を義務づけることとしており、集じん・排気装置の設置、前室の設置、負圧の維持等の複雑な設計は不要であることから、計画届の対象とはしておりません。

65 隔離を撤去する際に求める措置を明確 にすべき。 現行の石綿則第4条において、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法等を示す作業計画を定めること等が義務づけられています。そして、この作業計画の作成に際しては、廃棄物の適切な処理等についても定めることが望ましいとされています。

また、同令第32条の2において、石綿等を取り扱う作業等に使用した器具等につい

		て ひきしょ 性より入土しょ 後でわける ボケ
		て、付着した物を除去した後でなければ作
		業場外に持ち出してはならないことを規定
		しており、引き続き、これらの確実な履行
		により、除去作業後の飛散防止が徹底され
		るよう努めてまいります。
		なお、負圧を伴わない隔離を義務づける
		石綿含有成形品については、建築物等に張
		り付けられている状態においては、石綿等
		の粉じんが飛散する材料ではなく、仮に取
		り残しがある状態で隔離を解いた場合にお
		いても、取り残した石綿含有成形品から石
		綿等の粉じんが飛散することは想定されま
		せん。
66	切断等以外の方法とはどのようなもの	切断等以外の方法がどのようなものかに
	か例示すべき。剥離材を用いた場合に	ついては、通知等でお示しする予定です。
	は、「切断等以外の方法」に含めるべ	なお、剥離剤を用いて、材料を湿潤な状態
	き。	なものにすることは、切断等の作業におい
		て義務づける湿潤な状態のものとすること
		に該当すると考えています。
67	「隔離する等」ではあいまいなので明	作業場所をビニルシート等で隔離する等
	確化すべき。	には、作業場所をビニルシート等で隔離す
		ることに加え、石綿含有成形品を常時湿潤
		な状態に保つことが含まれます。
68	検討会報告書に合わせ、「切断」は	「切断等」の「等」には、破砕も含まれ
	「破砕」に変えていただきたい。切断を	ます。また、電動工具による場合に限ら
	含むならば、電動工具による切断に限定	ず、切断等を行った場合には、石綿等の粉
	していただきたい。	じんが飛散するおそれがあるため、電動工
		具による切断には限定しないこととしてい
		ます。
69	成形板の撤去に関しては重機による破	石綿含有材料を使用する建築物等の解体
	砕を飛散防止処置なしに行うなど、事実	等の作業において、石綿ばく露防止措置が
	上野放しになっている現場も多々あり、	当該作業において適切に行われたのかを、
	現場と利害関係のない第三者機関による	作業終了後においても確認できるようにす
	監視等を行うべき。	ること等を目的として、作業の実施状況の
		写真等による記録及び3年間の保存を事業
		者に義務づけることとしています。
		上記の記録を、労働基準監督署等による
		指導等において活用することにより、石綿
L		16 14 14 1-4-1 TIB/18 / W C C TC SS / T F F F F F F F F F F F F F F F F F F

		ばく露防止措置が適切に行われるよう努め
		てまいります。
70	大気汚染防止法との整合性がないよう	今般の改正は、改正後の大気汚染防止法
	に思える。	令と整合のとれたものとすることを前提に
		とりまとめられた検討会の報告書に則った
		ものとしています。
概要	の2 (1) クに関するご意見等(仕上げ塗	
材を	電動工具を使用して除去する場合の措置に	
関す	るもの)	
71	仕上げ塗材の定義を明確にするべき。	仕上げ塗材の定義については、通知等で
		お示しする予定です。
72	作業場所をビニルシート等で隔離する	「石綿含有仕上げ塗材」を電動工具を使
	等の措置又は除じん性能を有する電動工	用して除去する作業については、湿潤な状
	具の使用等の代替措置を講ずるよう努め	態としていても、気中の総繊維数や石綿繊
	なければならないとできないか。	維数の濃度が比較的高くなった事例があっ
		たことから、湿潤な状態のものとすること
		に加えて、負圧を伴わない隔離を義務づけ
		ることとしています。
73	隔離を撤去する際に求める措置を明確	現行の石綿則第4条において、石綿が使
	にすべき。	用されている建築物等の解体等の作業を行
		うときは、あらかじめ、石綿等の粉じんの
		発散を防止し、又は抑制する方法等を示す
		作業計画を定めること等が義務づけられて
		います。そして、この作業計画の作成に際
		しては、廃棄物の適切な処理等についても
		定めることが望ましいとされています。
		また、同令第32条の2において、石綿等
		を取り扱う作業等に使用した器具等につい
		て、付着した物を除去した後でなければ作
		業場外に持ち出してはならないことを規定
		しており、引き続き、これらの確実な履行
		により、除去作業後の飛散防止が徹底され
		るよう努めてまいります。
		なお、負圧を伴わない隔離を義務づける
		石綿含有仕上げ塗材については、建築物に
		吹き付けられている又は塗られている状態
		においては、石綿等の粉じんが飛散する材
		料ではなく、仮に取り残しがある状態で隔
		離を解いた場合においても、取り残した石

		綿含有成形品から石綿等の粉じんが飛散す
		構 古
7.4	最利工日の日 壮 仏な八松が火軍 最利	
74	電動工具の具体的な仕様が必要。電動	石綿含有仕上げ塗材の除去作業におい
	以外の動力を用いる工具や動力を用いな	て、湿潤な状態にすること等に加え、負圧
	い工具を対象とすべき/電動工具の中で	を伴わない隔離を義務づけることとなる
	も飛散しやすいものに限定すべき。	「電動工具を使用して除去する作業」がど
		のような作業を指すかについては、通知等
		でお示しする予定です。
75	隔離(養生)のみでなく、負圧除塵も	「石綿含有仕上げ塗材」については、吹
	義務とすべき。	付け工法により施工されている場合に、「吹
		き付けられた石綿等」に該当するとして作
		業場所の隔離及び負圧の維持等の措置を求
		めてきましたが、除去作業における石綿等
		の飛散の程度が施工方法で異なるものでな
		いこと、いわゆるレベル1やレベル2の材
		料ほど高濃度の石綿等の粉じんが飛散しな
		いことから、除去作業等における措置を見
		直し、負圧の維持は求めないこととしてい
76	石綿に関する最高裁判決を踏まえ、仕	ます。改正後においては、石綿含有成形品
	上げ塗材を除去する際には局所排気装置	等のいわゆるレベル3の材料と同様に湿潤
	の設置を義務づけるべき。	な状態のものとすること等の措置を義務づ
		けることとし、また、電動工具を使用して
		除去する作業については、湿潤な状態とし
		ていても気中の総繊維数や石綿繊維数の濃
		度が比較的高くなった事例があったことか
		ら、これらの措置に加え、負圧の維持を伴
		 わない隔離を義務づけることとしていま
		す。
77	届出どおり作業をしていることを石綿	石綿含有材料を使用する建築物等の解体
	 気中濃度測定によりチェックし、漏えい	 等の作業において、石綿ばく露防止措置が
	 と認められた工事に対する罰則等の措置	 当該作業において適切に行われたのかを、
	を設けるべき。	作業終了後においても確認できるようにす
		ること等を目的として、作業の実施状況の
		写真等による記録及び3年間の保存を事業
		者に義務づけることとしています。
		上記の記録を、労働基準監督署等による
		指導等において活用することにより、石綿
		ばく露防止措置が適切に行われるよう努め
		なく路的工作巨が過 別に114240 公よ 7分の
		へみv'ソより。

78 現在レベル1相当とみなされている塗材についても、今後は隔離措置だけの対応で良いとの見解になるのか。仕上げ塗材について、届出の要不要、除去の具体的な方法についても明記して頂きたい。

「石綿含有仕上げ塗材」については、吹 付け工法により施工されている場合に、「吹 き付けられた石綿等」に該当するとして作 業場所の隔離及び負圧の維持等の措置を求 めてきましたが、除去作業における石綿等 の飛散の程度が施工方法で異なるものでな いこと、いわゆるレベル1やレベル2の材 料ほど高濃度の石綿等の粉じんが飛散しな いことから、除去作業等における措置を見 直し、負圧の維持は求めないこととしてい ます。改正後においては、石綿含有成形品 等のいわゆるレベル3の材料と同様に湿潤 な状態のものとすること等の措置を義務づ けることとし、また、電動工具を使用して 除去する作業については、湿潤な状態とし ていても気中の総繊維数や石綿繊維数の濃 度が比較的高くなった事例があったことか ら、これらの措置に加え、負圧の維持を伴 わない隔離を義務づけることとしていま す。

なお、石綿含有仕上げ塗材を除去する作業については、負圧を伴わない隔離を義務づけることとしており、集じん・排気装置の設置、前室の設置、負圧の維持等の複雑な設計は不要であることから、計画届の対象にはしておりません。

仕上げ塗材に含有している石綿は、含 有率も低く、樹脂で固められているの で、飛散の可能性は低い。それをわざわ ざ除去工事を行って、飛散しやすい形体 にするなんて馬鹿げている。耐火目的の 石綿含有吹付け材は規制が必要である が、数%しか入っていない仕上げ塗材を 一緒にすること自体が間違い。間違いを 認め、「吹付られた石綿」の定義を変え る必要がある。

79

「石綿含有仕上げ塗材」については、建築物の解体等の作業の中で、一定の方法で除去される際に飛散が認められている状況であり、規制が必要と考えております。この「石綿含有仕上げ塗材」については、、吹付け工法により施工されている場合に、「吹き付けられた石綿等」に該当するとして作業場所の隔離及び負圧の維持等の措置を求めてきましたが、除去作業における石綿等の飛散の程度が施工方法で異なるものでないこと、いわゆるレベル1やレベル2の材料ほど高濃度の石綿等の粉じんが飛散しないことから、除去作業等における措置を見

		直し、負圧の維持は求めないこととしてい
		ます。改正後においては、石綿含有成形品
		等のいわゆるレベル3の材料と同様に湿潤
		な状態のものとすること等の措置を義務づ
		けることとし、また、電動工具を使用して
		除去する作業については、湿潤な状態とし
		 ていても気中の総繊維数や石綿繊維数の濃
		 度が比較的高くなった事例があったことか
		 ら、これらの措置に加え、負圧の維持を伴
		わない隔離を義務づけることとしていま
		す。
80	│ │ 大気汚染防止法との整合性がないよう	今般の改正は、改正後の大気汚染防止法
	に思える。	令と整合のとれたものとすることを前提に
		とりまとめられた検討会の報告書に則った
		ものとしています。
# 再	 の2(1)ケに関するご意見等(発注者の	6020(149)
	める (I) ケに関するこ思元寺 (光任4の) 義務に関するもの)	
81	発注者とは、元請業者に発注する者の	石綿則第8条における仕事の発注者は、
01	ことか、下請負人に発注する元請業者も	改正前と同様に「注文者のうち、その仕事
	含まれるのか明確にしていただきたい。	を他の者から請け負わないで注文している
	日 よれいの V/ //	者をいう。」としています。
82	東治理木及が佐米の字抜出の司兒	
82	事前調査及び作業の実施状況の記録	事前調査結果の保存は、事前調査が適切
	は、当該仕事の請負人ではなく発注者が	に実施されたかどうかを、また、作業の実
	請負人とは別の組織に依頼すべきであ	施状況の記録の保存は、石綿含有材料を使用する特質の保持なの保持ない。
	る。	用する建築物等の解体等の作業において、
		石綿ばく露防止措置が、当該作業において
		適切に行われたのか否かを、作業終了後に
		おいても、確認できるようにすること等を
		目的としているため、作業を行う事業者が
		保存することを義務づけることとしていま
		す。
83	発注者が「配慮しなければならないこ	検討会報告書において、「製造プラント等
	と」とは、どの程度の内容であり、配慮	においては、工事を請け負う事業者が写真
	しなかった場合にどうなるのか明記して	等を撮影することについて、発注者(施設
	頂きたい。	の所有者)の許可が必要な場合があるとい
		う実態も踏まえ、石綿則において、解体・
		改修作業の発注者は、当該作業を行う事業
		者が適切に写真等による記録の作成を行う
1		

まえ、解体等の作業	を行う事業者に義務づ
ける写真等による作	業状況の記録の作成が
適切に行われるよう	配慮することを発注者
に求めるものです。	
概要の2 (1) コに関するご意見等(湿潤化困	
難な場合の措置に関するもの)	
84 湿潤化とはどういう状態のことをいう 石綿障害予防規則	第 13 条においては、石
のか。湿潤化方法については、水のほ 綿等の切断等の作業	では、石綿等を湿潤な
か、各種の薬剤による湿潤化もある。湿 状態のものとしなけ	ればならないとしてお
潤薬剤によっては、水との相性が悪く、 り、これは固化剤を	吹き付けること等によ
油性(溶剤系)のものもある。さらに、 り石綿等の飛散を防	振することも含まれま
湿潤ののち樹脂などの被膜等を形成し飛す。	
散しない状態となる方法もある。それぞ また、湿潤な状態	のものとすることが著
れの方法すべてが湿潤化の義務を果たし しく困難なときとし	て、掃除の作業におい
ていると判断してよいか。どのような場 て床の状況等により	湿潤な状態にすること
面が湿潤化困難な場合として容認される によって、かえって	掃除をすることが困難
のか。 となるそれのあると	き等が含まれるとされ
ています。	
85 除じん性能を有する電動工具の使用以 除じん性能を有す	る電動工具の使用以外
外の代替措置は何を想定しているのか。 に石綿等の発散を防	i止する措置としては、
容認できる措置を具体的に示すべきでは 作業場所をビニルシ	ート等で隔離する方法
ないか。 などが考えられます	0
86 努力義務ではなく義務規定とすべきで 現時点で湿潤化と	同等以上の有効性をも
はないか。 つことが確実である	との知見が確立してい
本項目については割り切れない表現で る代替措置はないも	のの、一定の抑制効果
あり削除した方がいいのではないか。 が確認されているた	め、努力義務としてい
ます。なお、除じん	性能を有する電動工具
についても、検討会	における議論におい
て、総繊維数及び石	綿繊維数の濃度を抑制
することができると	のデータが得られてい
る一方、除じん性能	付き電動工具には様々
な種類のものがあり	、除じん性能について
の調査研究も十分に	行われておらず、今後
さらに調査検討が必	要であることから、努
力義務とすることと	されています。
87 電動工具の具体的な仕様が必要と考え 上述のとおり、除	じん性能付き電動工具
る。 には様々な種類のも	のがあるところ、除じ
ん性能についての知	見やデータの収集等に
引き続き取り組んで	まいります。

88 除塵性能を有する電動工具を使用する場合、そこからの漏洩の有無を確認する必要があるように思える。負圧除塵機からの漏洩の有無を求める一方、除塵性能を有する電動工具からの漏洩の有無の確認を求めないのは、整合性が取れていないように思える。

ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置が義務づけられる吹き付けられた石綿等の除去等の作業では、石綿等の粉じんの発生量が多く、隣接した場所で作業を行う労働者が当該石綿粉じんにばく露するおそれがあります。そのため、作業場所を隔離し、集じん・排気装置により負圧を保った上で、集じん・排気装置等からの漏洩の有無等の点検を義務づけているものです。

これに対し、今般、湿潤化の代替措置として努力義務とする除じん性能を有する電動工具の使用については、上述のとおり除じん性能についての調査研究も十分に行われておらず、また、除じん性能付き電動工具には様々な種類のものがあり、石綿等の粉じんの漏洩を測定する手法も確立されていない状況であるため、漏洩の有無の確認を法的に義務づける段階ではないと考えており、除じん性能についての知見やデータの収集等に引き続き取り組んでまいります。

概要の2(1) サに関するご意見等(40年保存する記録の項目の追加に関するもの)

89

90

報告書では、石綿則 35 条において調 査結果の概要の保存が義務づけられると あるが、その義務化される概要の項目が 不明瞭である。明確に示す必要がある。 石綿則第35条の規定に基づく労働者の作業の記録(40年保存)の記録項目に追加する事前調査結果の概要は、労働基準監督署に届出を義務づける事前調査結果等の報告と同程度の内容を想定しています。具体的には、今後通知でお示しする予定です。

40年間保存する記録については、民間 の事業者が長期間保存し続けられるかの 保証が何もない(注:零細事業主や廃業 等する事業主もいるので保存が困難との 御意見もあり)ので、公的に保存する仕 組みを早急に構築するべきである。 労働者の作業の記録の保存は、労働者の 健康管理等を目的とするものであるため、 労働者を使用する事業者に保存を義務づけ ています。

なお、石綿則第49条の規定により、事業者が事業を廃止しようとするときは、労働者の作業の記録等を労働基準監督署に提出することとされています。

91	「常時作業に従事する労働者」とは、 除去作業に従事する労働者に限定してい ると考えてよいか。	石綿則第35条の規定における労働者として、石綿除去作業等に従事する労働者のみならず、当該作業に伴い石綿等の粉じんを発散する場所における他の作業に常時従事した労働者についても、「作業の実施状況の記録の概要」の保存を義務づけることとしています。
	の2 (1) シに関するご意見等(作業の実 況の記録の保存に関するもの)	
92	「写真等により記録し」とあるが、「等」には何が含まれるのか。	建築物等の解体等の作業の実施状況の記録(以下「作業の実施状況の記録」という。)については、当該作業の実施状況を確認できる方法により記録を作成することを義務づけています。写真による方法のほかには、動画による記録等が考えられます。
93	保存年数については30年(注:40年 という御意見もあり)とすることを提案 する。	作業の実施状況の記録の概要は、石綿則 第 35 条の規定に基づく労働者の作業の記録 (40 年保存)の記録項目に追加していま す。
94	記録を3年間保存するのは事業者、す なわち実際に除去等作業を実施した元請 業者から見た一次の下請負人と理解して よいか。「保管の場所」「保管の責任の所 在」を示していただきたい。	作業の実施状況の記録の保存は、石綿含 有材料を使用する建築物等の解体等の作業 において、石綿ばく露防止措置が、当該作 業において適切に行われたか否かを作業終 了後においても確認できるようにすること
95	調査結果、除去対策計画、実施内容 (環境モニタリングを含む)の台帳等を 作成し行政側および事業者側で保存して おくことを提案する。	等を目的としているため、作業を行う事業 者が保存することを義務づけることとして います。 保管の場所については、具体的に規定す
96	記録の作成は、当該仕事の請負人では なく、発注者が解体作業等を行う請負人 とは別の組織に依頼すべきである。	る予定はありませんが、保存された記録の 内容について確認を要する際に、速やかに 確認することが可能な状態での保存が求め られます。
97	すべての建築物解体の情報を保存する ことは無理があるので一定規模を超える 事業とすることを提案する。	石綿ばく露防止措置が適切に行われたか 否かの確認は、事業の規模によらず必要で あることから、作業の実施状況の記録の保 存は事業の規模によらず義務付けることと しています。
	の2(2)に関するご意見等(計画届の対 追加することに関するもの)	

98	「吹き付けられている石綿等」の定義	「吹き付けられた石綿等」については平
	を明確に示していただきたい。	成 17 年 3 月 18 日付け基発第 0318003 号に
		おいて、「吹き付けられた石綿等には、石
		綿をその重量の 0.1%を超えて含有するロッ
		クウール吹付け材、バーミキュライト吹付
		け材及びパーライト吹付け材が含まれるも
		のであること。」とお示ししており、平成
		29年5月31日付け基安化発0531第1号に
		おいて、「石綿含有建築用仕上塗材につい
		て、建築物等に吹付け工法により施工され
		たものは、使用目的その他の条件を問わ
		ず、石綿則の「吹き付けられた石綿等」に
		該当する」とお示ししているところです
		が、吹付け工法により施工されている「石
		綿含有仕上げ塗材」については、除去作業
		における石綿等の飛散がいわゆるレベル1
		やレベル2の建材ほど高濃度の石綿等が飛
		散しない状況が見られることから、除去作
		業等における措置をこれまでの「吹き付け
		られた石綿等」の除去作業等に係る措置か
		ら見直すこととしております。改正後にお
		いては、石綿含有仕上げ塗材は「吹き付け
		られた石綿等」に該当しませんので、この
		旨を通知でお示しする予定です
99	配管の保温材をビニールシート等で密	石綿含有保温材の除去の作業を行うとき
	閉し、石綿含有建材ではない箇所で切断	は、工法の如何に関わらず、計画届の対象
	して処理する場合は計画届出の対象とな	となります。
	らないと考えて良いか。	
概要	の2(3)に関する御意見等	
100	「所要の規定を整備する」について具	概要に記載のあるもの以外に、条項番号
	体的に示していただきたい。	のずれ等を修正しています。また、石綿則
		の改正に伴い、特定化学物質障害予防規則
		(昭和 47 年労働省令第 39 号)で引用され
		ている石綿則の規定の条項番号を修正する
		と共に、厚生労働省の所管する法令の規定
		に基づく民間事業者等が行う書面の保存等
		における情報通信の技術の利用に関する省
		令(平成 17 年厚生労働省令第 44 号)への
1	I .	1

規定の追加(事前調査結果の記録の保存の

		т
		義務付け等に伴うもの)等を行うこととし
		ています。
全体	に関する御意見等	
101	それぞれの規制事項について、措置義	概要のケに記載している解体等の作業を
	務者を明確にしていただきたい。	行う仕事の発注者に関する規定を除いて
		は、建築物等の解体等の作業を行う事業者
		が措置義務の対象となります。
概要	の4に関する御意見等(施行日に関するも	
の)		
102	事前調査者及び分析調査者の要件に係	事前調査結果等の届出は、事前調査及び
	る規定の施行日が令和5年10月1日	石綿ばく露防止措置等の適切な実施を促す
	(予定) ならば、事前調査結果の労働基	とともに、行政が必要な指導を行うために
	準監督署への届出に係る規定の施行日も	解体・改修工事を把握することを目的とし
	令和5年10月1日(予定)以降にしな	ています。不適切な事前調査が行われてい
	ければ、調査内容の結果と品質にバラツ	る事案が認められることからも、可能な限
	キと差が生じてしまうのではないか。	り早期に施行する必要があると考えてお
		り、届出に必要となる電子システムの開発
103	事前調査者については、令和5年施行	期間を見込み、令和4年4月1日施行とし
100	となっているが、少しでも専門知識のあ	ています。
	る者での調査を前倒しにすべきである。	事前調査を行う者については、建築物等
	JI COMBERNATION CONTRACTOR	の解体等の作業を行う可能性のある事業者
		の数等から推計すると、今後30~40万人程
		度の方に講習を受講していただく必要があ
		ると考えております。必要な人数の確保に
		必要な期間として、3年程度を見込み、令
		和5年10月に施行することとしています。
104	事前調査者及び分析調査者の要件に係	また、分析調査を行う者についても、現
	る規定の施行日については、他の条文同	在分析の業務に従事している方のうち、す
	様、令和3年4月からの施行とすべきで 	でに分析調査を実施するために必要な知識
	ある。	及び技能を有すると認められる者は一部に
		とどまっていることから、必要な数の確保
		に必要な期間として、同様に3年程度を見
		込み、令和5年10月に施行することとして
		います。
105	施行期日が項目ごとに細かく規定され	ご指摘のとおり、労働者が石綿にばく露
	ているが、可能な限り前倒しするべきで	しないようにするための対策は可能な限り
	はないか。被害がなくならないために改	早期に実施する必要があると考えておりま
	正するので、そのためにはできるだけ早	す。特に、措置を強化する石綿含有成形品
		に係る規定は、一定の周知期間を確保しつ

	期に実行力の伴う法令改正が必須であ	つ、令和2年10月1日に、先んじて施行す
	る。	ることとしています。
106	多くの事業者は新型コロナウィルス感	労働者が石綿にばく露しないようにする
	染症の影響を受け、事業の継続・回復に	ための対策は可能な限り早期に実施する必
	向けて、対応に苦慮している状況にあ	要があると考えており、令和3年4月1日
	る。施行に際し、対象事業者への認知、	に施行することとしています。
	理解の徹底、事業者の体制構築等を確実	今後、事業者等に対する周知に万全を期
	に行う為、現改正案で令和3年4月1日	してまいります。
	とされている施行期日は、少なくとも1	
	年程度遅らせることを要望する。	
その	他改正内容に関係のない御意見等	
107	石綿の定義を正しく示し、ウィンチャ	石綿の定義は、平成 18 年 08 月 11 日付け
	イト及びリヒテライトについても分析対	基発第 811002 号「労働安全衛生法施行令の
	象として示すことが必要。	一部を改正する政令及び石綿障害予防規則
		等の一部を改正する省令の施行等につい
		て」において、「繊維状を呈しているアクチ
		ノライト、アモサイト、アンソフィライ
		ト、クリソタイル、クロシドライト及びト
		レモライトをいうこと」としています。
		石綿の定義は、引き続き最新の知見に基
		づき必要に応じて見直していくこととして
		います。
108	吹付石綿等の除去を行う事業者につい	吹き付けられた石綿等の除去を行う作業
	ては、ILO条約に基づき、又は諸外国の	については、計画届の提出が義務づけられ
	例に倣い許認可制とし、第三者による石	ており、当該計画届により事前に労働基準
	綿濃度の測定、監視、記録の保存が必要	監督署で工事の計画が適当か確認し、必要
	である。	に応じて計画の変更などを求めることによ
		り、適切な作業の実施を確保しています。
		また、石綿等の除去等の作業におけるば
		く露防止対策が当該計画に基づいて適切か
		つ確実に行われるようにするため、新たに
		作業の実施状況を写真等により記録し、3
		年間保存すること等を義務づけるととも
		に、これらに違反した場合は罰則の対象と
		しております。当該記録の保存の状況等を
		行政が確認し、指導等を行うことにより、
		適切な石綿等の除去等の作業の実施を確保
		していきたいと考えています。

109	建築士・建設業者・解体業者への丸投 げ発注を禁止し、事前調査の分離発注化 と、解体時の義務の罰則法制化を進める 必要がある。	石綿等の使用の有無に関する事前調査の 結果に基づいて適切な条件による解体・改 修工事の発注が行われるようにするため、 注文者による解体工事等の発注に際して は、事前調査等の結果等を踏まえて作業等 の方法、費用又は工期等について法令の遵 守を妨げるおそれのある条件を付さないよ う配慮しなければならないこととしていま す。 なお、解体・改修作業において事業者に 義務付けている石綿ばく露防止対策(発注 者に対する義務であるケ及び努力義務であ
		るコを除き、概要の2(1)及び(2)の 全て)については、罰則の対象となってい ます。
110	建設業の下請け構造の中で、孫請け、 ひ孫請けをした企業は、石綿除去に関し 必要な知識を身に着けておらず、石綿の 取り残しや飛散が発生する可能性が高 く、作業員の安全確保が不十分だと考え る。 実際に除去にあたる作業者の知識レベ ルを問う項目が少ないことに疑問を感じ る。	石綿等の除去等の作業を実施するときは、事業者の規模にかかわらず、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等をさせなければならないこととされています。また、石綿等の除去等の作業に従事する労働者に対しては、石綿の有害性や発散抑制のための措置、保護具の使用方法等に関する特別の教育を行うことが義務づけられています。引き続きこれらの義務の履行確保の徹底を図ってまいります。
111	事前調査者及び分析者について、罰則 の適用、更新制度の運用、試験問題の管 理を厳格にするとともに、実地研修を必 須項目とする必要がある。	建築物の解体・改修作業を行う場合に は、事業者に対して、大臣が定める講習を 修了した者等による事前調査又は分析調査 を義務付け、これに違反した場合は罰則の 対象としています。 なお、当該講習に係る制度の具体的な内 容や運用については、告示等で定めること としています。
112	解体記録保存期間については、石綿則 と同期間でよいと思う。	石綿等が使用されている建築物等の解体 等の作業の実施状況の記録については、石 綿則で定めることとしています。

113 石綿作業主任者制度を見直すべき。解体及び改修工事作業を管理する者は現状の石綿作業主任者講習修了者だけの知識では不十分であり、建築物石綿含有建材調査者と同等の知識を有する石綿作業管理者の養育及び資格の創設が必要。

石綿等の解体等の作業を管理する石綿作業主任者については、石綿による健康障害及び予防措置に関する知識、作業環境の改善方法に関する知識、保護具に関する知識及び関係法令に関する講習の受講を義務づけており、引き続き当該講習の適切な実施を図ってまいります。

なお、建築物石綿含有建材調査者は、石 綿等の解体等の作業の管理ではなく、作業 を開始する前の事前調査を実施する者であ り、事前調査に必要な知識に関する講習の 受講を求めているものです。

114 レベル1,2及び飛散性の高いレベル 3除去現場では、工事開始前の第三者に よる養生確認が重要。 いわゆるレベル1、2の建材(吹き付けられた石綿等)の除去を行う作業については、計画届の提出が義務づけられており、 当該計画届により事前に労働基準監督署で隔離の方法を含め工事の計画が適当か確認し、必要に応じて計画の変更などを求めることにより、適切な作業の実施を確保しています。

負圧を伴わない隔離を義務づけることと している石綿飛散性の高いレベル3材料の 除去作業については、集じん・排気装置の 設置、前室の設置、負圧の維持等の複雑な 設計は不要であることから、計画届の対象 とはしておりませんが、いずれの作業につ いても、石綿等の除去等の作業におけるば く露防止措置が適切かつ確実に行われるよ うにするため、新たに作業の実施状況を写 真等により記録し、3年間保存すること等 を義務づけるとともに、これらの義務に違 反した場合は罰則の対象とすることとしま した。これらの記録を労働基準監督署等が 確認し、指導等を行うことにより、適切な 石綿等の除去等の作業の実施を確保してい きたいと考えています。

剥離剤併用手工具ケレン工法を用いて 作業する場合は特に取り残しが発生しや

石綿則におけるばく露防止措置を検討す るため、検討会においては、様々な建材に

		T
	すく、解体・改修時に石綿を含有したま	係る作業について、作業条件ごとに、気中
	ま解体が行われることは、作業員の安全	の総繊維濃度や石綿繊維濃度を測定したデ
	面を考えると除去工法として適切でない	ータに基づいて検討を行っているところで
	と考える。そのため、今回の改正では実	す。今後も引き続き検討を進め、作業ごと
	際の作業に即したルール作りを求める。	のリスクに応じた規制を行っていく考えで
	個別の工法に関するご質問・御意見。	す。
116	石綿除去作業現場における石綿濃度測	建築物等の解体・改修作業は、作業場
	定を義務づけるべきである。	所、作業内容が時々刻々と変化する非定常
		作業であることに加え、石綿の濃度をリア
		ルタイムで測定する技術は確立されていま
		せん。このため、気中濃度測定を実施した
		としても、その結果が得られるまでの間に
		作業場所、作業内容が変わってしまうな
		ど、測定結果をばく露防止措置に反映する
		ことは難しいと考えられます。
		このような事情から、現時点で石綿除去
		 作業における石綿の気中濃度測定を義務づ
		 けるよりも、ばく露防止措置を徹底するこ
		とが、当該作業に従事する労働者の安全を
		確保するために必要であると考えていま
		す。
		一方で、石綿の気中濃度に応じた適切な
		呼吸用保護具の選定を行うことは重要であ
		ることから、今後国において様々な解体・
		改修作業における石綿の気中濃度に係る測
		定結果をとりまとめて公表することによ
		り、類似の作業を行う場合は、気中濃度測
		定を行わなくても必要な呼吸用保護具の選
		定ができるよう支援していくこととしてい
		ます。
117		建築物等の解体・改修作業は、作業場
	適切に行われるように配慮する必要性を	所、作業内容が時々刻々と変化する非定常
	追記することを提案する。	作業であることに加え、石綿の濃度をリア
		ルタイムで測定する技術は確立されていま
		せん。このため、気中濃度測定を実施した
		としても、その結果が得られるまでの間に
		作業場所、作業内容が変わってしまうな
		ど、測定結果をばく露防止措置に反映する
		ことは難しいと考えられます。
<u> </u>		C C 10 XIL O V C 17/C D 4 V A 7 0

		このような事情から、現時点で石綿除去
		作業における石綿の気中濃度測定を義務づ
		けるよりも、ばく露防止措置を徹底するこ
		とが、当該作業に従事する労働者の安全を
		確保するために必要であると考えていま
		す。
		そして、現時点で測定自体を義務づけて
		いないため、これに対する配慮義務も定め
		ておりません。
118	石綿についてもリスクアセスメントを	リスクアセスメントは、有害性等が確認
	義務化する必要がある。	されている化学物質について、その取扱い
		作業ごとに見積もったリスクに応じて措置
		を検討・選択し、当該化学物質による健康
		障害のリスクの低減を図ることを目的とし
		ています。
		石綿については、過去に建てられた建築
		物等の解体・改修作業において石綿へのば
		く露リスクが考えられますが、そうした作
		業については既に作業の内容ごとに個別具
		体的に石綿則でばく露防止措置等を義務付
		けており、健康障害防止のための必要十分
		な対策が講じられる仕組みとなっていま
		す。したがって、事業者がリスクに応じて
		 措置を検討・選択することを目的とするリ
		スクアセスメントを重ねて義務づける必要
		はないと考えています。
119	労働安全衛生法違反者への罰則が甘す	石綿則の遵守徹底を図るため、これまで
	ぎる。違反事業者への罰則を強化すべき	も行政の重点課題として指導等に取り組ん
	である。	できておりますが、今般の石綿則改正によ
		る各種記録の保存の義務化等の方針を踏ま
		え、建設業の事業者の店社に対して指導を
		行うなど、指導をより効率的・効果的に行
		うことで、法令の遵守徹底の強化を図って
		いきたいと考えています。
120	 法規制により管理監督する労働基準監	今般の改正内容のうち、労働基準監督署
120		等の監督機関の負担増大が予想される事項
	自省の守门目が不足するため、八・丁昇	守い温
	の強化と民間の知識のある組織等の召用 を積極的に行うべきである。	う制度設計を工夫しています。例えば、新
	では1型HIMCT ノ・、さ しのか。 	プース プー
		に、我伤りいる事用調宜和未寺の油田にう

		いては、原則として電子システムを使用して届け出ることとしています。これにより、指導対象とするべき事業者の選定について、あらかじめ条件を設定して自動的に対象を絞り込むこと等が可能となります。また、作業記録や請負事業者等の各種記録の保存の義務化により、建設業の事業者の店社に対しても効率的に指導を行うこと等が可能になると考えています。以上の取組に加え、石綿対策に必要な予算と人員体制の確保に、引き続き努めてまいます。
121	解体工事よりも、改修工事の方がリス	いります。 作業に伴う石綿の飛散リスクは、様々な
121	クが高いことを周知すること。	条件で異なるため、解体工事と改修工事を
		単純に比較することはできませんが、いず
		れの工事についても、飛散によるリスクや
		必要な対策についての周知徹底に努めてま
		いります。
122	石綿を使用した建築物の把握と安全な	石綿則では、労働者が石綿等の粉じんに
	管理、除去、廃棄を通じて「石綿のない	ばく露し得る状況に応じて個別に規制を設
	社会/環境」を実現することを目標に掲	け、事業者に適切なばく露防止措置を講じ
	げ、達成目標時期とロードマップをもっ	るよう義務づけています。すなわち、吹付
	た体制を確立すべきである。	け石綿、石綿含有保温材等の材料が、労働
		者の就業する場所に露出し、損傷・劣化し
		ている場合は、労働者が石綿粉じんにばく
		露するおそれがあることから、石綿則にお
		いて、除去、封じ込め又は囲い込みを行う
		ことを義務づけています。
		また、建築物に吹き付けられている材料
		等が石綿を含有しているか分からない場合
		は、石綿が使用されているかどうか調査す
		るよう指導しているところです。
		引き続きこれらの徹底を図り、労働者の
123	建物の持ち主は、建物にアスベストが	ばく露防止を図ってまいります。 石綿則は、労働者が石綿による健康障害
140	使用されていることを知らない。改修工	日
	事や売却をしようとしたときに、資産だ	り扱う労働者が石綿粉じんにばく露するこ
	と思っていた建物が、突然に負債に代わ	とがないよう、労働者を雇用する事業者に
	る。新築当時には、問題なかった建材を	対して必要な措置を講じることを義務付
	<u> </u>	

使っていたにも関わらず。危険性が分かっていながら作り続けたメーカーや、放置していた厚労省や、国交省の役人は全く責任を取らない。厚労省は、責任を全部建物のオーナーに押し付けている。本気で対策するなら、全国にアスベスト署でも作って、調査、分析、除去を一体として行う様にしないと徹底できない。現存する建物、工作物、船舶の大多数を対象とするので、膨大な人員と予算、時間が掛ることになる。

け、その遵守の徹底を図るために、労働基 準監督署等による指導、実施調査等を行っ ています。

引き続き、これらの対策に取り組んでまいります。